

「事業承継・引継ぎ支援事業データベース法人番号追加等業務」
に関する契約事前確認公募要領

令和 6 年 8 月 8 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 田中 学

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

事業承継・引継ぎ支援データベース（以下、「引継ぎDB」という。）は、事業承継及び事業引継ぎに係る相談対応案件を登録するデータベースであり、中小企業庁が構築した「事業承継・再編支援型民間DB活用実証事業に係るシステム」（ノンネーム公開用のデータベースであり、令和元年度より中小企業庁から中小機構に移管を受け、中小機構にて運営を実施しています。以下、「NNDB」という。）とリアルタイムなデータ連携をしています。引継ぎDB及びNNDBは salesforce.com を基幹として構築しており、令和 6 年度においても中小機構が両システムを運用します。

今般、情報入力内容の正確性を担保しつつ、昨今増えつつある不芳事例に鑑み法人情報提供能力の強化を行い、各データベースのユーザー（各事業承継・引継ぎ支援センター統括責任者等専門家、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部担当者、中小企業庁及び経済産業局担当者、登録民間支援機関担当者等）の利便性の向上を図ることを目的に、①引継ぎDBに対する法人番号の追加、②別途調達を予定している法人情報等調査サービスのアドオン開発を、以下のとおり事前の確認公募において調達します。

なお、確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、今年度当機構との間で機能改善及び保守管理業務を請け負っている現行事業者との契約手続に移行します。

2. 業務概要

（1）業務名

事業承継・引継ぎ支援事業データベース法人番号追加等業務

（2）業務期間

令和 6 年 10 月中旬（予定）から令和 7 年 2 月末日まで

（3）履行場所

参加事業者が入札説明書に従って選定する場所で機構が認めるもの

（4）業務内容

① 法人番号の追加

（ア）法人番号入力項目の追加

- 受付情報画面に法人番号項目の新規追加
- 法人名・所在地等による法人番号の特定と受付情報への登録

（イ）法人番号重複登録通知

- 受付登録時に同一法人による既存登録情報がある際に情報通知する

- 登録者にて既存登録情報の主要項目を確認できる
- 重複登録情報について管理者に通知する

(ウ) データメンテナンス

- 既存受付情報に対し法人番号を付与する

② 法人情報等調査サービス追加

- 別途調達する法人情報等調査サービス（以下サービス情報）と既存システムを連携
- 既存システム上にサービス情報の調査結果等を表示する
- 既存システム経由でサービス情報詳細の閲覧を可能とする

③ モジュール管理・リリース管理

- 既存運用保守によるリリースと干渉しないようモジュール管理を行う
- 開発・テスト・リリース時期について機構と調整のうえ適切に実施する

④ 文書化・運用サポート

- 機能追加内容、詳細について発注者に理解できるよう文書化を行う
- 操作上の不明点等について電話・メールでのサポートを行う

※業務概要に関して不明な点などがあれば、 4. 手続き等 に記載の担当部署まで問い合わせてください。

3. 応募要件

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（要領 1 6 第 2 9 号）第 2 条および第 3 条の規定に該当する者でないこと。

※要領については下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>

(2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程 2 2 第 3 7 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

※規程は下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

(3) 令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（304 情報処理）」又は「役務の提供等（306 ソフトウェア開発）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 業務上、知り得た情報の関係部門外への漏洩を防止するための社内規定（取り決め）・社内体制などの情報管理体制が整備されていること。なお、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO27001、JISQ27001のいずれか）の認証またはプライバシーマークを取得している場合は上記の要件に換えることができる。

(5) 経営状況または信用状況などが悪化し、適正な契約の履行に懸念がある者でないこと。

(6) 機構または官公庁発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

- (7) 情報システム開発又は保守プロジェクトの責任者として、プロジェクト計画の作成、要員等プロジェクト遂行に必要な資源の調達、プロジェクト体制の確立及び予算・納期・品質等の管理を行い、プロジェクトを円滑に運営した実績を有する担当者を配置することができること。
- (8) 現在、中小企業基盤整備機構の専門家として業務委託契約を締結している者、または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (9) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (10) 株式会社セールスフォース・ドットコムのカラウドシステムにおいて現行システムと同等規模の開発を実施した業務実績を有し、その実績情報を提出できること。本業務を適切かつ確実に履行できる実施体制及びシステムのバージョン管理が確実に実行できる運営体制が確保されていること。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

事業承継・再生支援部 事業承継支援課 有木、久木原、椎野

住所: 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 8階

電話 03-5470-1595 FAX 03-5401-1855

E-mail: hikitsugi@smrj.go.jp

※業務概要や応募、参加資格に関する問い合わせの受付は、E-mailのみとさせていただきます。

※受付時間 平日10時00分～17時00分（11時30分～13時30分を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所および方法

「2. 業務概要（4）業務内容」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「3. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合は、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくことになります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前にE-mailにて上記（1）の担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：令和6年8月27日（火） 12時00分まで

場所：（1）に同じ

方法：持参又は電送（メール）

【提出書類】

①参加意思確認書（様式1）

②「2. 業務概要（4）業務内容」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「3. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式任意）

③資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し

④会社概要（様式2）※パンフレット等で代用可

※提出書類に関して不明な点などがあれば、上記の担当部署までお問い合わせください。

(3) 資料閲覧の場所及び方法

本システムに係る関係資料は中小機構の事務所で閲覧ができる。閲覧を希望する場合は、

（1）の担当部署にメールにて申し込みを行うこと。

閲覧期限と場所は以下のとおりとする。ただし、閲覧可能な日時は（１）の担当部署と調整のうえ決定するものとする。

期限：令和６年８月２３日（金） １７時００分

場所：（１）に同じ

５．その他

- （１）手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。
- （２）一般競争入札（総合評価方式）による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。
- （３）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- （４）独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程１９第６５号）を遵守すること。